

福祉有償運送事業

社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある方で、「一人で外出が困難な方」「歩行が困難な方」「公共交通機関の利用において移送の制約を受ける方」を対象に車両による移送サービスを行っております。

利用するには「利用申請書」を社会福祉協議会へ提出し登録することが必要です。

○対象者

- ①「要介護者」または「要支援者」の介護認定をお持ちの方
- ②身体障害者手帳（1～2級）をお持ちの方
- ③障害者総合支援法に規定する障害がある方
- ④社会福祉協議会会長が特に必要と認めた方

○料金（往復）

居宅から目的地までの距離	料金
・半径概ね 1.5 km以内の範囲にある町内会	350 円
・半径概ね 3.0 km以内の範囲にある町内会	400 円
・半径概ね 5.0 km以内の範囲にある町内会	600 円
・半径概ね 5.0 km以上の範囲にある町内会	800 円
・町外	初乗り 1.5 kmまで 350 円 500m 50 円ずつ加算運賃

○相乗り運賃

- ・2名で乗った場合 【軽自動車（最大乗車人数3名）】

居宅から目的地までの距離	料 金 （一人当たりの料金）
・半径概ね 1.5 km以内の範囲にある町内	180 円
・半径概ね 3.0 km以内の範囲にある町内	200 円
・半径概ね 5.0 km以内の範囲にある町内	300 円
・半径概ね 5.0 km以上の範囲にある町内	400 円
・町外	初乗り 1.5 kmまで 180 円 500m 50 円ずつ加算運賃

- ・4名で乗った場合 【普通車（最大乗車人数7名）】

居宅から目的地までの距離	料 金 （一人当たりの料金）
・半径概ね 1.5 km以内の範囲にある町内	90 円
・半径概ね 3.0 km以内の範囲にある町内	100 円
・半径概ね 5.0 km以内の範囲にある町内	150 円
・半径概ね 5.0 km以上の範囲にある町内	200 円
・町外	初乗り 1.5 kmまで 90 円 500m 50 円ずつ加算運賃

※ 相乗りの条件

- ・行き、帰りの発着地点は同じにすること。
- ・福祉有償運送登録者以外の乗車はできない。
- ・一人が登録者でも相乗りする人が登録者でない場合は認められない。
(登録者の家族は乗車可能です)